

## 「東日本大震災からの復興に向けた 第一次提言」について

荒田英知 あらたひでとも

政策シンクタンク PHP 総研 政治経済研究センター長  
主席研究員

### Talking Points

1. 東日本大震災からの復興に向けては、「創造」「協働」「活力」など、基本理念を広く共有したうえで個別施策を進めていくことが重要である。
2. 日本全体の「活力」を保って復興を支援していくためには、国は復興財源を増税ではなく「復興国債」の発行によって確保すべきである。
3. 復興を進める現地機関として「東日本復興広域機構」を創設する。「協働」の観点から全国の自治体が職員派遣して行政機能を支援すべきである。
4. 津波被災地域では、住宅の「高地換地」を進めるとともに、漁業機能を「復興共有地」に集約するなどして、地域を新しく「創造」していくべきである。

## はじめに

弊社では、4月12日に「東日本大震災からの復興に向けた第一次提言」を発表した（文末参照）。本稿では、その内容と背景にある考え方について解説する。

まず、未曾有の大災害から被災地とわが国が立ち直るためには、復興に向けた基本理念を国民的に広く共有することが重要である。そこで本提言では、まず「復興に向けた基本理念」として以下の三つを掲げている。

その第一は、「創造」の理念である。現状復旧にとどまらない復興に取り組み、安全で力強い日本を創造することを国民的目標として共有することが最も大切である。

第二は、「協働」の理念である。被害が広域かつ甚大であるため、復興を目指して被災地だけでなく国と全国の地方自治体が協働して取り組む。復興を被災地のみの課題とすべきではない。

第三は、「活力」の理念である。被災地の早期復興を支えるためにも、全国的な経済活動を停滞させないことが重要である。花見などの「自粛の自粛」もこれに該当する。

次に、「復興に向けた基本方針」として、三つの提言各論の基本的な方向性を示している。

第一は、復興財源の調達についてである。これは被災地の自助努力ではいかんともし難いことは明白であり、財源確保は国の役割とし、増税ではなく国債発行を中心として賄うべきとした。

第二は、復興を進める一体的な現地機関の創設である。この組織を通じて全国の地方自治体が被災地に人的支援も行い、国を挙げて復興に取り組むべきであるとした。

第三は、被災地の復興の方向性である。特に津波被災自治体においては、職住分離などによって土地利用のあり方を根本的に見直すべきであるとした。

## 公的財源は「復興国債」で確保する

提言1は、「国は復興財源を『復興国債』の発行によって確保する」である。

内閣府は、東日本大震災がもたらした直接的被害額を約16～25兆円と試算している。<sup>1</sup>分野別の内訳は示されていないが、当面、道路や港湾など社会インフラの復旧に5兆円程度、庁舎や学校など公共建築物の再建に2兆円程度、被災者の住宅再建支援に2～3兆円が必要と見積もられ、少なくとも10兆円規模の公的財源が必要と考えられる。<sup>2</sup>

その財源については、まず補正予算で歳出の組み替えを行なった上で、不足する額は世代間負担の観点から、時限的な増税ではなく復興国債の発行で確保することを原則とすべきである。なお、復興国債の償還期限については、インフラ復旧や被災者支援など、充当する支出の性格に応じて長期、短期に分けて複数設定することが望ましい。

すでに金融市場は、国債増発を視野に入れた「日本復興ファンド」などの新規設定を目論んでおり、使途が明示された国債の追加発行分を、従来と同様に安定的に市中消化することは可能と考えられる。

償還財源については、最終的に国民の租税負担を求めることが避けられないであろう。しかし、現時点で性急に法人・個人・消費にかかる増税を行なった場合には、増収効果以上に経済活動の維持に悪影響を及ぼす可能性が高く、当面は見送るべきである。

また、復興国債については、従来からの長期債務と切り離し、復興特別会計を新設して管理することが、使途の明確化や財政規律の観点からも適当であると考えられる。

今回、復興国債を発行すれば、わが国の長期債務残高は先進各国にない規模に増大するため、金融市場に予期せぬ反応が生じる可能性は否定できない。したがっ

1. 内閣府「東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響の分析」<http://www5.cao.go.jp/keizai/bousai/bousai.html>

2. 内閣府試算をもとに、PHP総研が推計

て、長期金利と為替の動向を注視しながら、政府・日銀は従来以上に一体的に適切な金融政策を実施する必要がある。

そうした事態を引き起こさないためにも、財政の持続可能性の観点から、歳出全体の見直しを徹底して行なった上で、税制改正も含めてプライマリーバランス（基礎的財政収支）を回復する中期展望を内外に示すことが何より重要である。

一方で、公的財源の確保と同時に、民間投資を促す制度創設や規制緩和にも取り組む必要がある。復興に向けた初期段階では、財政資金に依存せざるを得ない面があるものの、復興が本格化していく過程では、民間資金によるプロジェクト・ファイナンスなどを積極的に活用することが求められる。

奇しくも、大震災当日に閣議決定された改正PFI法案では、国や自治体が関与する事業運営権を民間企業に売却することが可能になっている。<sup>3</sup> これをうまく活用すれば、公共施設の再建に資金だけでなく運営面の民間参入も進むことが期待される。このように、民間部門の余剰資金を復興財源に充当する枠組みづくりが重要になる。

また、被災地に対するふるさと納税の促進をはじめ、個人・法人による寄附税制の拡充を進めることが、わが国の新たな公共システムを創造する上で不可欠であろう。

## 「東日本復興広域機構」を設立する

提言2は、「復興を進める現地機関として『東日本復興広域機構』を設立する」である。この根底には、復興を地域主権で進めるべきという考え方がある。提言1では、復興財源の調達を国の責任で行なうこととした。しかし、復興関連政策を実施して地域を再生していく主体は、あくまで地方自治体であるべきだと考えている。

東日本復興広域機構の役割としては、二つの側面を想定した。一つは、被災地域が広域的・一体的な復興を進めるための現地機関である。これを「現地復興本部」とする。いま一つは、被災自治体を全国の地方自治体が職員派遣などで人的に支援する機能である。そのために「行政支援センター」を置く。

広域機構の現地復興本部には、全ての被災県、被災市町村が加入し、構成首長の合議で意思決定することとする。類似の枠組みとして広域連合があるが、ここでは広域機構とする方が妥当と考えている。

現在、府県を超えた広域行政の枠組みとして広域連合制度があり、政府が進める地域主権改革の中で、国の出先機関を移管する受け皿として期待されている。すでに関西地域では、2000年に関西広域連合が設立されている。しかし、広域連合は特別地方公共団体として、選挙で選ばれた議員による議会を設置する必要があり、今回の目的に照らせば、合意形成に時間を要しすぎる恐れがある。

本来的に言えば、ガバナンスの主役として議事機関を置くことは当然のことであるが、復興の現地組織という特殊性に照らして、その意思決定に迅速性が求められることや、設置する期間が限られることを考慮すれば、構成首長による合議機関としても良いのではないかと考えた。

これにはモデルがある。関西と同じく、国の出先機関の地方移管の受け皿として、2010年秋に九州知事会が設置を決めた「九州広域行政機構」である。そこには、執行機関として「知事連合会議」が置かれ、合議制が採られると同時に、行政部門別に各知事が分担管理するという組織イメージが示されている。<sup>4</sup>

九州広域行政機構では、執行機関とともに議事機関についても検討しているが、執行機関の側だけに限っても、府県を超える行政課題はすべて国の所管としてきた従来型の中央集権的役割分担から脱却するうえで

3. 内閣法制局「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案」

[http://www.clb.go.jp/contents/diet\\_177/reason/177\\_law\\_043.html](http://www.clb.go.jp/contents/diet_177/reason/177_law_043.html)

4. 九州地方知事会「九州広域行政機構（仮称）の設立を目指して」<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/117502.pdf>

は画期的な構想と言える。「復興を地域主権の理念のもとに進める」とするなら参考にすべき組織形態であろう。

このような考え方にもとづいて設立する東日本復興広域機構を、復興にあたる現地機関として位置づける。現在、国の復興組織として復興庁の設置なども検討されているようであるが、地域主権の観点からは、国側の組織は簡素なものとし、現地機関を復興の主体とすべきであろう。

現地機関としての復興広域機構が取り組むべき重要な仕事の一つに、国と協議して「東日本大震災復興基本計画」を策定することがあげられる。東日本全体の新しいグランドデザインを早期に示すことは、復興の旗印として大きな意味がある。

また、計画をもとに国が講じる施策は、広域機構が現地機関として一元的に執行する。この時、国の出先機関は、地域主権改革の方針に沿って広域機構に先行移管すべきである。復興をめぐる国と地方の二重行政は、だれも望むところではないからである。

## 全国自治体から職員派遣する

広域機構が担うべきもう一つの重要な仕事として、行政支援センターに全国の地方自治体が参加して、職員派遣による人的支援機能を強化することがある。

多くの被災地では、市町村の行政機能が低下しており、県による補完にも限界があるものと思われる。被災地の行政機能の回復を被災自治体だけの課題とせず、全国の地方自治体が人的支援を行うべきである。

すでに大震災直後から、被災自治体に支援自治体を割り振るペアリング支援が一部で行なわれているが、物資の供給と同様に人的支援においてもミスマッチが指摘されている。また、派遣側の自治体は数週間程度を念頭に体制を構築している例が多く、長期化を睨んで組織的な一元化が必要と考えられる。

現在、そうしたコーディネート機能は全国知事会や全国市長会が担っている。かりに今後数カ月間で人的支援を終了できる見通しであれば、このまま継続することも選択肢となろう。しかし、なお数年に及んで人的支援が必要と考えるなら、広域機構を通じて、全国の地方自治体が被災自治体に対して計画的に職員派遣を行なう体制を構築する方が望ましいのではないかと。

具体的には、被災市町村・県からの要請や実態調査を支援センターが取りまとめ、支援市町村・県に対して順次職員派遣を指示して行政機能を補完する。派遣職員は、復興業務のみならず日常業務も含めて状況に応じて担当する。交代要員も含めて、全ての地方自治体が何らかの人的貢献をすべきである。

復興業務については、本来的にはその多くを被災自治体職員が担当することが妥当と考えられるが、従来にはなかった多様な復興業務が発生することによって、被災自治体のマンパワーはさらに不足することも想定される。そこで、被災者の集団的な一時移住や復興事業への被災者雇用(CFW)など、マッチング機能が重要になる新規施策についても、支援センターが調整にあたる。あるいは、義援金の配分についても、支援センターが一元的に行なうことが望ましい。

以上が広域機構の概要であるが、行政組織としては緊急的かつ暫定的なものとならざるを得ない。そこで設置期間は3年間の時限組織とすることが妥当であろう。設置期限の後には、より自立的な復興を可能とする地域主権型の広域自治体(道州)に発展改組し、本格的な自立復興に取り組むこととする。

## 住宅の「高地換地」を進める

提言3は、「津波被災地域で『高地換地』を進め『復興共有地』を設ける」である。三陸沿岸地域は、1896(明治29)年の明治三陸大津波や、1933(昭和8)年の昭和三陸大津波をはじめとして、歴史上たびたび津

波災害に見舞われ「津波常襲地域」とも形容されてきた。大震災を機に今度こそ土地利用のあり方を抜本的に見直す必要がある。

国土地理院の調査によれば、今回の津波で、沿岸市町村は市街地面積（建物用地・幹線交通用地）の0%～63%（平均17%）が浸水している。<sup>5</sup> 過去の津波災害の教訓からも、浸水地域の住宅を単に現地復旧することは、絶対に避けるべきである。

昭和三陸大津波の後に、旧内務省がまとめた「三陸津波に因る被害町村の復興計画報告書」には「萬善の方策としては高地移転あるのみ」と明記されている。<sup>6</sup> 実際に集落単位で高地移転し、今回の津波を免れた例もある。しかし、この時に試みられた高地移転は、適地不足などで限定的な規模にとどまり、移転した場合にも沿岸部の就労場所へのアクセス不備などにより、年月の経過とともに利便性の高い低地居住に回帰した例が多いとされる。先の報告書にも「日常生活の不便を忍ばんより、十数年乃至数十年に一回の全滅を選ばん」との住民の極言があると記されている。

土木技術が発達した今日における復興こそは、津波災害と訣別する土地利用を徹底するべきである。その鍵を握るであろう高地移転を政策として進めるためには、日本国憲法が定める財産権や居住移転の自由を照らして、国が強い決意を示して制度を主導する必要がある。

高地移転の具体的な手順は以下のように考えられよう。まず、安全が確保される高台地域に住宅用地を造成する。同時に、造成で発生した土砂を用いて、今回の地震で1m前後地盤沈下した市街地を嵩上げし、業務用地として利用可能にする。次に、高台宅地と市街地の間に道路整備した上で市街地から「高地換地」する。このように、高台の宅地造成と市街地の嵩上げ造成をセットで行なうことに、この施策の有効性がある。高地移転は、漁業者に海を捨てることを強いるのでは

なく、市街地を再度の津波被害や高潮から守り、漁業を復興するために必要な取組みと位置づけられる。

また、高地移転に際しては、市街地の地権者に高台の土地との換地を行う必要が生じる。従来の土地区画整理事業には類例のない権利交換になるが、換地に際しては、安全性が高まる反面、生活の利便性は大きく損なわれることから、住民側に手厚く清算する特例などを設ける必要があろう。

加えて、市街地であって流失した市役所、消防署、病院などの公的施設も高地移転し、津波で行政機能や都市機能が再び喪失することのないようにする。どうしても適切な用地が確保できない場合の代替策としては、これらの施設を巨大な人工構造物の上に建設することも検討に値しよう。

以上のような観点から、職住分離を原則とした土地利用のマスタープランを各市町村が自ら策定することが、復興に向けての大きな節目となると考えられる。産業も含めて、復興の青写真を早期に示すことが将来に希望をつなぐための大切な取組みと言える。

## 漁業再建は「復興共有地」から

次に、産業復興の方向性について述べる。三陸沿岸をはじめ、津波被災地の産業は漁業のウエイトが高く、市街地も漁港を基点に形成されている。漁を再開し鮮魚を出荷できるようになることは、被災者にとって地域復興のシンボルとなる。そのため、漁港と水産関連施設（コア施設）の復旧に最優先に取り組むべきである。

個人単位での事業再建には相当の時間を要すると考えられるため、まず、漁協や組合による協働再建を目指すことが妥当である。その種地として、被災市街地の一部を国や自治体買い取り「復興共有地」とすることが、迅速な復興に向けて有効と考えられる。

復興共有地には、コア施設と関連事業系施設のみの立地を認める。港湾に隣接して、耐震・耐浪性に優れ

5. 国土地理院「浸水範囲の土地利用別面積（暫定値）」[http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23\\_tohoku.html#namelink6](http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html#namelink6)

6. 津波デジタルライブラリ「三陸津波に因る被害町村の復興計画報告」

[http://tsunami.media.gunma-u.ac.jp/xml/tsunami/xmlindex.php?info=19\\_reportmetatab\\_reportsectab](http://tsunami.media.gunma-u.ac.jp/xml/tsunami/xmlindex.php?info=19_reportmetatab_reportsectab)

た津波シェルタービルを建設。ビルの設計については、広く建築界からアイデアを募る。たとえば、低層階は作業スペースとして津波の衝撃を受け流す構造とし、中層階以上は事務所として活用、屋上には十分な避難スペースを確保するなどが考えられるだろう。

漁業者や事業者は店子としてシェルタービルに入居、賃料を支払う。漁船・漁具も当面は共同所有する。いずれも個人負担を抑えながら、日々の収入が確保できるようにすることが狙いである。これらによって、住民の生命や財産を津波災害から守りつつ、産業復興の道すじをつける。

海を生業の場として生きてきた人びとに、高地移住を求めるのは酷ではないかという意見もあり得よう。しかし、すでに述べたように、高地移転は決して漁業を放棄することを意味せず、むしろ万全の津波対策を施した上で、いかに漁業を再建していくかという観点からの提案である。

三陸沿岸では養殖漁業も盛んであった。良質な牡蠣を得るためには、流れ込む川が豊富な栄養を含んでいることが重要で、それは山の森の状態に左右される。だから漁師が率先して山に木を植え、育てようという「森は海の恋人」運動は、三陸の小さな湾からはじまり全国に広がっていった。<sup>7</sup> 海と山の双方の価値を良く知る三陸沿岸の漁業者なら、高地移転に理解を示してもらえるものと考えている。

最後にあえて情動的な側面にふれたのは、被災者の「気持ち」を大切にこそ有効な復興策が講じられると考えるからである。その意味でも、復興をめぐる政策形成プロセスは、住民に身近なところで合意形成がなされていく必要がある。

## おわりに

大震災から一カ月が過ぎた本稿執筆時点でも、行方不明者は1万4000人を超えたままである。福島第一

原発事故の収束も覚束ない中で、本格的な復興に向けた展望を描く気運は盛り上がり欠ける。そうした状況であるからこそ、私たちは大きな方向性を示す意味で、今回の復興第一次提言をまとめた。

また、東日本大震災からの復興を求められるのは、被災地や被災者ばかりではない。電力受給の逼迫は、わが国全体の企業立地や国土利用まで揺るがす大問題を引き起こした。かねてから指摘されてきた、東京一極集中の脆弱さが露呈したのである。この問題に対する処方箋も含めて、第二次、第三次の提言に取り組みたいと考えている。

7. NPO 法人森は海の恋人 <http://www.mori-umi.org/>

## I. 復興に向けた基本理念

- ① 「創造」の理念  
現状復旧にとどまらない復興に取り組み、安全で力強い日本を創造することを国民的目標として共有する。
- ② 「協働」の理念  
被害が広域かつ甚大であるため、復興を目指して国と全国の地方自治体が協働して取り組む。
- ③ 「活力」の理念  
被災地の早期復興を支えるためにも、全国的な経済活動を停滞させないことが重要である。

## II. 復興に向けた基本方針

- ① 復興財源の調達には国の役割とし、増税ではなく国債発行を中心として賄うべきである。
- ② 全国の地方自治体が被災地に人的支援を行い、国を挙げて復興に取り組むべきである。
- ③ 津波被災自治体においては、職住分離などによって土地利用のあり方を根本的に見直すべきである。

## III. 復興に向けた第一次提言

### 提言 1 国は復興財源を「復興国債」の発行によって確保する

- ① 約16～25兆円とされる直接的被害額（内閣府試算）のうち、社会資本の復旧などに10兆円規模の公的財源が必要と考えられる。
- ② その財源については、補正予算で歳出の組み替えを行なった上で、不足する額は世代間負担の観点から、時限的な増税ではなく復興国債の発行で確保することを原則とすべきである。なお、復興国債の償還期限については、インフラ復旧や被災者支援など、充当する支出の性格に応じて複数設定することが望ましい。
- ③ 法人・個人・消費にかかる増税は、経済活動の維持に悪影響を及ぼす可能性が高く、当面は見送るべきである。
- ④ 復興国債については、従来からの長期債務と切り離し、復興特別会計を新設して管理することが適当である。

- ⑤ 国債残高の増加に伴い、長期金利と為替の動向を勘案して、政府・日銀は適切な金融政策を実施する。また、歳出全体の見直しを徹底して行なった上で、税制も含めたプライマリーバランス回復の中期展望を内外に示すことが重要である。
- ⑥ 公的財源の確保と同時に、民間投資を促す制度創設や規制緩和、個人・法人を通じた寄附税制の拡充を進めることが、わが国の新たな公共システムを創造する上で不可欠である。

## 提言2 復興を進める現地機関として「東日本復興広域機構」を設立する

### 【役割・構成・期限】

- ① 被災地域が広域的・一体的な復興を進めるため、関係自治体による「東日本復興広域機構」を設立する。その組織として「現地復興本部」と「行政支援センター」を置く。
- ② 広域機構には全ての被災県、被災市町村が加入し、構成首長の合議で意思決定する。また、行政支援センターには、全国の地方自治体も参加することで人的支援機能を強化する。
- ③ 広域機構は3年間の時限組織とし、その後はより自立的な復興を可能とする組織に移行する。

### 【現地復興本部の概要】

- ① 東日本復興広域機構を復興の現地機関として位置づける。また、国の復興組織は簡素なものとし、現地機関を復興の主体とする。
- ② 広域機構は国と協議して「東日本大震災復興基本計画」を策定する。本計画で国が講じる施策は、広域機構が現地機関として一元的に執行する。
- ③ 国の出先機関は、地域主権改革の方針に沿って広域機構に移管する。また、設置期限の後には、地域主権型の広域自治体（道州）に改組し、自立復興を進める。

### 【行政支援センターの概要】

- ① 被災地では市町村の行政機能が低下しており、県による補完にも限界があるものと考えられる。被災地の行政機能の回復を被災自治体だけの課題とせず、全国の地方自治体が人的支援を行うべきである。
- ② すでに個別の自治体によるペアリング支援が行なわれているが、長期化を睨み組織的な一元化が必要と考える。そこで、広域機構を通じて、全国の地方自治体が被災自治体に対して職員派遣を行なう体制を構築する。
- ③ 被災市町村・県に対して、支援市町村・県が順次職員を派遣して行政機能を補完する。派遣職員は、復興業務のみならず日常業務も含めて状況に応じて担当する。交代要員も含めて、全ての地方自治体が何らかの人的貢献をすることが望ましい。



- ④ 復興業務のうち、被災者の一時移住や復興事業への被災者雇用（GFW）など、マッチング機能が求められるソフト施策についても、支援センターが調整にあたる。さらに、義援金の配分についても、支援センターが一元的に行なうことが望ましい。

**提言3** 津波被災地域で「高地換地」を進め「復興共有地」を設ける

**【土地利用の方向性】**

- ① 今回の津波で、沿岸市町村は市街地面積の1～65%（平均20%）が浸水しており（国土地理院調査）、浸水地域の住宅の現地復旧は、過去の津波の教訓からも絶対に避けるべきである。
- ② 昭和8年津波の際にも「萬善の方策としては高地移転あるのみ」とされた（旧内務省報告書）。しかし、過去に試みられた高地移転は、適地の不足と就労場所へのアクセス不備などにより、低地居住に回帰した例が多い。今回は、国が強い決意で障害を除去し、津波災害と訣別するまちづくりが必要である。
- ③ その具体策として、安全が確保される高台に住宅用地を造成する。発生土砂で地盤沈下した市街地を嵩上げし、高台宅地と市街地の間に道路整備した上で、市街地から「高地換地」することが有効と考えられる。
- ④ 換地に際しては、住民側に手厚く清算する特例などを設ける。市役所、病院などの公的施設も高地移転し、津波で機能喪失しないようにする。これらを含めて、職住分離を原則とした土地利用のマスタープランを各市町村が策定する。

**【産業復興の方向性】**

- ① 三陸沿岸をはじめ、津波被災地の産業は漁業のウエイトが高く、市街地も漁港を基点に形成されている。産業復興のシンボルとして、漁港と水産関連施設（コア施設）の復旧が急務である。
- ② その種地として、被災市街地の一部を国が買い取り「復興共有地」とすることが、迅速な復興に向けて有効と考えられる。
- ③ 復興共有地には、コア施設と関連事業系施設のみの立地を認める。港湾に隣接して、耐震・耐浪性に優れた津波シェルタービルを建設。漁業者や事業者は店子としてシェルタービルに入居、賃料を支払う。
- ④ 漁船・漁具も当面は共同所有することとし、住民の生命や財産を津波災害から守りつつ、産業復興の道すじをつける。

【本提言問合せ先】政策シンクタンク PHP総研

〒102-8331 東京都千代田区一番町21番地

Tel : 03-3239-6222 Fax : 03-3239-6273 E-mail : think2@php.co.jp

■バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者
2011.4.6(Vol.5-No.39)	地域政策	新東京都知事が取り組むべき3つの課題 研究員 宮下量久
2011.3.7(Vol.5-No.38)	地域政策	地域主権時代の基礎自治体のあり方について ～大都市の部分最適から国全体の最適へ～ 主席研究員 荒田英知
2010.12.10(Vol.4-No.37)	福祉・教育	児童虐待事例の検証結果を再発防止に生かすには 主席研究員 亀田 徹
2010.10.8(Vol.4-No.36)	地域政策	高速道路の料金体系はいかにあるべきか ～無料化・上限制よりも地域に応じた弾力的な料金設定を～ 特任研究員 松野由希
2010.9.10(Vol.4-No.35)	外交・安全保障	的確な指針示した「新安保懇報告書」 —民主党政権は提言を活かすか— 主任研究員 金子将史
2010.8.23(Vol.4-No.34)	地域政策	ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制 横浜市地球温暖化対策事業本部課長補佐/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2010.7.30(Vol.4-No.33)	地域政策	国の出先機関と特別会計の道州移管に関する試論 ～国家公務員12万人が削減可能に～ 特任研究員 松野由希
2010.7.7(Vol.4-No.32)	教育	PT方式による学校運営改善の進め方 ～学校評価を活用する「学校運営改善モデル」の新たな展開～ 主任研究員 亀田 徹
2010.6.21(Vol.4-No.31)	地域政策	沖縄の都市戦略からみた普天間問題 ～県内移設受忍は沖縄の利益に合う～ 主席研究員 荒田英知
2010.5.26(Vol.4-No.30)	地域政策	公共施設経営の現状と今後 コンサルティング・フェロー/㈱ファイコラボレート研究所代表取締役 望月伸一
2010.5.19(Vol.4-No.29)	地域政策	地域主権型道州制における新たな税財政制度 研究員 金坂成通
2010.5.10(Vol.4-No.28)	地域政策	政令市「相模原」を地域主権社会の試金石とせよ 研究員 宮下量久
2010.4.21(Vol.4-No.27)	外交・安全保障	米国の新しい核戦略と「核の傘」 主任研究員 金子将史
2010.4.16(Vol.4-No.26)	外交・安全保障	民主党流の防衛大綱は可能か 主任研究員 金子将史
2010.4.8(Vol.4-No.25)	地域政策・教育	子どもの未来を拓く地域からの挑戦 前・恵庭市長/「子育てと教育を考える首長の会」事務局長 中島興世
2010.2.23(Vol.4-No.24)	地域政策	指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す コンサルティング・フェロー/横浜国立大学教授・エクステンションセンター長 南 学
2010.2.18(Vol.4-No.23)	外交・安全保障	「米国防見直し：QDR 2010」を読む 主任研究員 金子将史
2010.2.3(Vol.4-No.22)	地域政策	ハコモノ改革を自治体経営自立化への突破口とせよ コンサルティング・フェロー/前・志木市長 穂坂邦夫
2010.1.19(Vol.4-No.21)	教育	義務教育費国庫負担金の加配定数分を税源移譲せよ ～教職員定数制度の見直しに向けた提言～ 主任研究員 亀田 徹
2010.1.12(Vol.4-No.20)	地域政策	松下幸之助と観光立国 コンサルティング・フェロー/東洋大学准教授 島川 崇
2009.12.10(Vol.3-No.19)	地域政策	民主党政権は、こうして地域のポテンシャルを高めよ！ コンサルティング・フェロー/中部大学教授 細川昌彦
2009.11.5(Vol.3-No.18)	外交・安全保障	「東アジア共同体」に対する中国の姿勢 主任研究員 前田宏子

Date/No.	分野	タイトル・著者
2009.11.5(Vol.3-No.17)	政治	鳩山政権に期待する「新しい政治」のあり方を論ず 常務取締役 永久寿夫
2009.9.1(Vol.3-No.16)	外交・安全保障	国家ブランディングと日本の課題 主任研究員 金子将史
2009.7.6(Vol.3-No.15)	地域政策	富士山静岡空港の挑戦 ～空港の画竜点睛は新幹線新駅にあり～ 研究員 宮下量久
2009.4.23(Vol.3-No.14)	教育	フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第 89 条の改正試案～ 主任研究員 亀田 徹
2009.2.3(Vol.3-No.13)	外交・安全保障	中国の対外援助 研究員 前田宏子
2009.1.9(Vol.3-No.12)	外交・安全保障	2025年の世界とパブリック・ディプロマシー 主任研究員 金子将史
2008.12.10(Vol.2-No.11)	外交・安全保障	防衛大綱をどう見直すか 主任研究員 金子将史
2008.10.8(Vol.2-No.10)	地域政策	公共施設の有効活用による自治体経営改革 －廃止をタブー視するな－ 主任研究員 佐々木陽一
2008.7.22(Vol.2-No.9)	地域政策	国土形成計画を道州制の練習問題とせよ！ 主席研究員 荒田英知
2008.5.9(Vol.2-No.8)	教育	多様な選択肢を認める「教育義務制度」への転換 就学義務の見直しに関する具体的提案 主任研究員 亀田 徹
2008.3.31(Vol.2-No.7)	地域政策	自治体現場業務から展望する道州制 窓口業務改善と指定管理者制度の波及効果 客員研究員 南 学
2008.2.29(Vol.2-No.6)	外交・安全保障	官邸のインテリジェンス機能は強化されるか 鍵となる官邸首脳のコミットメント 主任研究員 金子将史
2008.1.24(Vol.2-No.5)	外交・安全保障	中国の対日政策 － P H P 「日本の対中総合戦略」政策提言への中国メディアの反応－ 研究員 前田宏子
2007.12.13(Vol.1-No.4)	地域政策	地方分権改革推進委員会『中間的な取りまとめ』を読む 主任研究員 佐々木陽一
2007.11.28(Vol.1-No.3)	地域政策	政府の地域活性化策を問う ～真の処方箋は道州制導入にあり～ 主席研究員 荒田英知
2007.10.24(Vol.1-No.2)	外交・安全保障	日本のインテリジェンス体制 「改革の本丸」へと導く P H P 総合研究所の政策提言 主任研究員 金子将史
2007.9.14(Vol.1-No.1)	地域政策	「地域主権型道州制」は日本全国を活性化させる 代表取締役社長 江口克彦

## 『PHP Policy Review』

Web 誌『PHP Policy Review』は、弊社研究員や研究者の方々の研究成果を、各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで、ホームページ上で発表する媒体です (<http://research.php.co.jp/policyreview/>)。

21 世紀に入り、中国をはじめとする新興国の台頭により、これまでの国際政治の地図が大きく塗り替わろうとしています。グローバル化の進展は、世界の多くの人々を豊かにすると同時に、グローバルに波及する金融経済危機の頻発を招くなど、新たな問題を惹起してもあります。国内に目を転じれば、少子高齢化社会の進行、公的債務の増加、地域の衰退、教育の荒廃など、将来に向けて解決すべき課題が山積しています。

これらの問題の多くは、従来からの発想だけでは解決できないものです。官民の枠を超え、様々な智恵が求められています。『PHP Policy Review』では、「いま重要な課題は何か。問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。



### メールマガジン登録のご案内

政策シンクタンク PHP総研の最新情報をお届けします。  
メールマガジンの配信をご希望の方は、  
下記サイトへアクセス後、ご登録ください。

<http://research.php.co.jp/newsletter/>

### 『PHP Policy Review』 (Vol. 5-No. 40)

2011 年 4 月発行

発行責任者 永久寿夫

制作・編集 政策シンクタンク PHP総研

株式会社PHP研究所

〒102-8331 東京都千代田区一番町 21 番地

Tel : 03-3239-6222 Fax : 03-3239-6273

E-mail : think2@php.co.jp